

定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について (第1号議案説明資料)

2020年5月27日

電力広域的運営推進機関

- 災害時連携計画の整備のため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、スライド2～4にて説明します。
 1. 災害時連携計画の検討等に関する規定の変更（定款・業務規程、送配電等業務指針）

北海道胆振東部での地震や、昨年台風15号による災害を始めとして、近年増加している自然災害に対応し、電力の復旧活動の円滑な実施が求められています。



これに対応し、国の「持続可能な電力システム構築小委員会中間とりまとめ」では、『各エリアを超えた一般送配電事業者間の連携については国等の公的機関による関与を強化することでエリアを跨いだ連携を促進する体制を構築すべきであり、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進する電力広域的運営推進機関を経由した上で、経済産業大臣への届出を求め、内容が不十分である場合には国が勧告を行うことができるような制度的な対応を行うこと』を方向性として示しています。



これを踏まえ、電気事業法の一部改正法案において、一般送配電事業者が「災害時連携計画」を作成し、広域機関を経由して経済産業大臣に届け出ることが規定されています。また、災害時連携計画に定める事項について規定するとともに、一部は省令に規定することとしています。

災害時連携計画の検討等

- ・ 一般送配電事業者は、災害時連携計画を策定し、広域機関に提出する旨規定
- ・ 広域機関は、一般送配電事業者より提出された災害時連携計画について検討を行い、意見があるときは意見を付して、経済産業大臣に災害時連携計画を送付する旨規定

【定款第36条】<変更>

【業務規程第6条】<変更>

【業務規程第176条の2～第176条の6】<新設>

【送配電等業務指針第267条の2～第267条の5】<新設>

※ 電気事業法および経済産業省令の改正を前提としております。



(災害時連携計画)

第三十三条の二 一般送配電事業者は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般送配電事業者相互の連携に関する計画（以下この条において「災害時連携計画」という。）を作成し、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項
- 二 一般送配電事業者による従業者及び電源車の派遣及び運用に関する事項
- 三 迅速な復旧に資する電気工作物の仕様の共通化に関する事項
- 四 その他経済産業省令で定める事項

3 推進機関は、第一項の規定により一般送配電事業者から災害時連携計画を受け取つたときは、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができる。

- 一 災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域における電気の供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域における電気の安定供給を確保するために必要かつ適切なものであること。
- 二 その届出をした一般送配電事業者のうち特定の者について不当に差別的でないこと。
- 三 電気の使用者の利益又は一般送配電事業者から電気の供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

5 経済産業大臣は、一般送配電事業者が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出に係る災害時連携計画を実施していないため、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。